随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	下水道課		
案　　件　　名	つつじが丘ポンプ場非常用発電機分解整備工事		
案 件 の 概 要	本工事は、つつじが丘ポンプ場において、非常用発電機に不具合が生じたため、緊急に分解整備工事を行うものである。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　8　年　2　月　6　日	契約の相手方	株式会社第一テクノ
契　約　金　額	6,930,000 円　（うち消費税相当額　630,000 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　8　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	つつじが丘ポンプ場の非常用発電機において、動弁装置の発錆等による重大な不具合が判明した。停電時に非常用発電機が起動せず排水不能となるリスクを回避するため、緊急に分解整備を行う必要がある。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要性がある場合）の規定により、装置の状態および構造にも精通し、早急な対応が可能である株式会社第一テクノと単独随意契約を行うものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 5 号の規定による。 （緊急の必要があるもの）		